

権利擁護と成年後見制度等について学ぶ市民講座 (令和4年度 松江市市民後見人等養成講座【基礎講座】) が開講します!

令和5年2月4日(土)、18日(土)、25日(土)の3日間、松江市総合福祉センターを会場として、「権利擁護と成年後見制度等について学ぶ市民講座」を開講いたします。

この講座は、令和4年度松江市市民後見人等養成講座の基礎講座を兼ねています。今回の講座では、昨今社会的課題としてクローズアップされることが多い「身寄りのない方への支援」というキーワードを手がかりとして、地域社会における権利擁護のあり方や成年後見制度について学びます。また、誰もが住み慣れた地域でいつまでも安心して暮らすために必要な知識についても学ぶことができます。

講座の日程	主な学習内容
1日目 令和5年2月4日(土) 9:30~15:15	・まもるくと学ぶ地域における権利擁護支援講座 ・成年後見制度とは? など ・日常生活自立支援事業とは? など
2日目 令和5年2月18日(土) 9:30~15:20	・障がい者の理解、障害福祉サービス ・高齢者の理解、高齢者を支える制度 など
3日目 令和5年2月25日(土) 9:30~16:00	・遺言と相続 ・身寄りのない方の支援ガイドラインのご紹介 ・市民後見人とは? など

費用/無料
会場/松江市総合福祉センター 4階 教養室(松江市千鳥町70番地)
申込方法/電話・ファックス・メールにて松江市権利擁護推進センターまでお申込みください。
申込締切/令和5年1月20日(金) 必着でお願いいたします。

第2回「親族後見人さんのつどい」を 開催します!

ご家族・ご親族の成年後見人等をしておられる方が、日頃の後見活動に関する不安やお悩みごとなどについてざっくばらんに語りあえる場である「親族後見人さんのつどい」を開催いたします。このつどいでは、弁護士や社会福祉士などの専門家に質問をしたり、アドバイスを受けたりすることもできます。

前回の「つどい」にご参加いただいた方からコメントをいただきました!

このたび、親族後見人どうしが気軽に語り合える会を開いていただき、とてもうれしかったです。「後見人」の仕事は自分ひとりだけでできるものではないので、私はこのような場ができるのをずっと待っていました!

日時/令和5年2月10日(金) 10:00~11:30
会場/松江市総合福祉センター 2階 視聴覚室(松江市千鳥町70)
アドバイザー/法テラス島根法律事務所 弁護士 三村 明氏
対象者/●松江市内で、現在ご親族の成年後見人等に選任されて活動されている方
●今後ご自身がご家族・ご親族の成年後見人等になる予定がある方
申込方法/電話・ファックス・メールにて松江市権利擁護推進センターまでお申込みください。
申込締切/令和5年2月3日(金) 必着でお願いいたします。

成年後見制度と権利擁護に関するご相談や出前講座のご依頼は下記までお気軽にお問い合わせください。

松江市社会福祉協議会 松江市権利擁護推進センター

〒690-0852 松江市千鳥町70番地 松江市総合福祉センター3階

電話: 0852-27-8389 FAX: 0852-67-1330 Eメール: mamoru@shakyou-matsue.jp



まもる

発行元
第3号
2022.12

松江市権利擁護推進センター
TEL 0852-27-8389 FAX 0852-67-1330
メール mamoru@shakyou-matsue.jp
〒690-0852 松江市千鳥町70番地
松江市総合福祉センター3階

はじめての権利擁護支援者交流会を開催しました!

8月26日に市総合福祉センターを会場として、日常生活自立支援事業の生活支援員、法人後見の支援員、市民後見人として日頃から地域の権利擁護に携わっておられるみなさんにお集まりいただき、**権利擁護支援者交流会**を開催しました!

この交流会は、市内の権利擁護支援活動に従事される市民の皆さんが日頃の思いや質問などをざっくばらんに語りあえる場を作ることを目的とした初めての試みです。

当日は、意見交換会や成年後見制度啓発ビデオの視聴のほか、長年地域の権利擁護に携わってこられた方への感謝状の贈呈式など盛りだくさんの内容となりました。和気あいあいとした雰囲気の中、楽しく会を進めることができました。



永年功労者として表彰を受けた杉原さん(左)と長野さん

表彰を受けられたお二方からコメントをいただきました!

杉原 之栄さん (日常生活自立支援事業・生活支援員さん)

少子高齢化・平均年齢100歳の時代を迎え、生活困窮者の増加が予測できます。お互いに「助けて」といえる社会が必要になり、私たちの支援の仕事も今以上に必要になると思われます。

交流会に参加して、皆さまと支援の体験について話しあい、それを生かして自らの支援のあり方をふり返ったり、また、今後の支援に生かすことができるといいと思います。支援により、対象者の方の安心が得られ、望まれた生活ができれば、私たちもうれしくなります。今後は、心ある人々に、ぜひ支援に参加していただきたいです。

長野 澄子さん (日常生活自立支援事業・生活支援員さん)

支援員になり18年目、利用者様の生活上の支払等を支援するのが仕事です。面会時には、お話を聞きながら体調など変わらないかも報告するようにしています。どの方も、私が帰るとき、「気をつけてね」、「また来てね」と気遣ってくださり、信頼いただくことの大切さを実感します。

8月の交流会で長めの活動歴に対し思いもよらぬ感謝状をいただき恐縮しました。専門員の皆さまの的確なご指示ご指導のもと、コツコツ続けて良かったと感じる一瞬でした。ありがとうございました。今後ともよろしく願います。

地域での啓発研修を積極的に行っています!



城北地区民生児童委員協議会研修会の様子

「地域における権利擁護支援」をテーマに、ビデオ「つばきさんの一生」を用いた研修を竹矢・城北・持田・白湯・大庭・津田・古志原地区の民生児童委員・福祉推進員の皆さまを対象に行ってきました。また、県内の病院で働く相談員さん(医療ソーシャルワーカー)を対象とするオンラインでの研修会が開催され、講師として参加させていただきました。研修に参加された方からは「権利擁護という観点から成年後見人という存在を勉強できた。もっと学んでみたいです。」「それぞれの権利擁護のために、互いがゆるやかにつながる事が大事だと分かりました。」などの感想を頂きました。

今後も地域の皆さま、関係機関のみなさまと一緒に権利擁護支援について学び、取り組んでいきたいと考えています。

三士会合同シンポジウムが初開催されました！



開催案内のチラシ

11月20日(日)、市総合福祉センター大ホールを会場として「三士会合同シンポジウム」が初めて開催され、会場参加者とオンライン参加者をあわせて総勢108名の方が参加されました。このシンポジウムは、島根県内の三士会(島根県弁護士会・島根県司法書士会・島根県社会福祉士会)が主催し、松江市社会福祉協議会および日本弁護士連合会が共催団体として開催に関わりました。

成年後見制度の利用促進が叫ばれるなか、制度を利用されるご本人がメリットを実感できる後見業務の実践が求められています。近年、「意思決定支援」が権利擁護支援における重要な地位を占めつつありますが、これも「本人本位の権利擁護支援が大切である」との理解の共有が進んできたことと関係があると思われます。今回の三士会シンポジウムは、このような理解と取り組みをより広げ、深めることを目的として開催されました。

第1部では、新潟大学法学部の上山泰教授による「意思決定支援の実践について～国のガイドラインを踏まえて～」と題する基調講演が行われ、成年後見制度の実践としての意思決定支援のあり方についてわかりやすく解説していただきました。続く第2部では、弁護士会、司法書士会および社会福祉士会の各会員、そして松江市社会福祉協議会の法人後見担当者より、それぞれの後見実務の状況等が報告されました。

今回のシンポジウムの成功は、今後の地域における権利擁護支援のレベルアップに大きく寄与することでしょう。

シンポジウムの参加者からたくさんの感想が寄せられています

- 権利擁護についてあらためて考える機会となりました。
- これまでに自分がいかに代行支援をしていたかと思い、胸が痛みました。
- 後見の仕事に関わるようになり、意思決定支援の視点が必要であると感じていたが、それが他の士会にとっても共通の認識であり、必要不可欠のものであることがよくわかりました。後見が始まったあとも、やはりその方の意思を大切にしていって支援が必要だと思い、自分の方向性を再認識することができました。
- (パネリストの)岡崎氏が「なぜ様々な福祉の事業所でも意思決定支援のためのルールが定められているのに、あえて成年後見人が選任される必要があるのか？」を分析されていた点が「ズン！」と来ました。
- 社協以外の法人後見が広がっていくことに関心を持っており、松江市社協の法人後見の実践について話が聞けたことは勉強になりました。
- 三士会合同の企画、非常に良いと思います。これからも毎年開催してほしいです。
- 今後もぜひこのような会をお願いします。それぞれの立場でのお話を一堂に聞いて、立体的な景色が浮かびました。

令和4年度上半期実績報告

令和4年度第1回松江市セーフティネット会議「権利擁護部会」は、新型コロナウイルスの感染が拡大している状況を鑑み、書面開催で行いました。

【内容】

1. 令和3年度中核機関実績報告
2. 令和4年度中核機関事業計画及び進捗状況

令和4年度実績(令和4年4月～令和4年9月末)

(1) 新規相談件数

相談者の約半数はご家族・親族・ご本人からのご相談でした。対象者としては、認知症のあるご高齢の方が多くみられました。その一方で、20代から40代までの知的・精神障がいがある方について、ご自身での金銭管理が難しく困っているといったご相談も多く寄せられました。

方法	属性	新規		
		一般市民	関係機関	後見人等
訪問			3	
来所		16	5	
電話		13	12	1
その他			2	1
計		29	22	2

	新規
合計	53

(2) 受任者調整結果

令和4年度の上半期に受任者調整会議にかけたケースは26件でした。また、令和4年7月には、当センターが受任者調整に関わったケースでは初となる弁護士と法人の複数選任がなされました。

候補者選出団体	件数
弁護士会	4
司法書士会	3
社会福祉士会	5
松江後見センター	4
法人	8
市社協(市民後見)	1
弁護士と法人の複数後見	1
受任者調整件数	26

(3) 相談内容の内訳(重複あり)

令和4年度上半期の新規相談の状況を見てみますと、前年度と同様に市民の方と関係機関の方から多くのご相談が寄せられています。相談内容としては、成年後見制度および判断能力が不十分な方の金銭管理についてのご相談が多く寄せられています。また、任意後見契約に関連するご相談の件数も増加してきています。

	一般市民	関係機関	後見人等
成年後見制度の相談	19	10	
金銭管理	3	8	
任意後見について	6	3	1
日常生活自立支援事業	1	4	
その他(権利擁護に関すること)	2	1	1
判断能力		4	
成年後見申立て支援	2	1	
相続・遺言	1	2	
住居	2	1	
財産管理		2	1
身元保証	1	2	
後見人の交代・辞任	1		1
債務・浪費		2	
身上保護		2	
高齢者あんしんサポート事業	1	1	
財産・資産	1		
診断書・鑑定書	1		
不正・苦情	1		
福祉サービス	1		
消費者被害	1		
合計	44	43	4

令和4年度の事業に取り組んでいます!!

令和4年度は、令和3年度の相談の傾向と問題意識に基づき、①市民の皆様とともに地域における「権利擁護マインド」の醸成を図ることおよび②市民および関係専門機関の方々とともに地域連携ネットワークを充実させることの2点を掲げ、事業を展開しています。令和3年度に引き続き、相談、成年後見制度利用促進、後見人等支援、広報啓発業務を通して、当センターが中心となって地域住民と地域の専門機関とのつながりを構築し、このネットワークの連携によってケースにしっかりと対応できるような体制づくりに取り組めます。

特に、成年後見制度の利用促進のためには「権利擁護マインドの醸成」に加え、成年後見人等の「担い手の確保」が不可欠です。令和4年度下半期は、担い手のすそ野の拡大という喫緊の課題に対し、専門職の皆様市民の皆様とともに一丸となって取り組んでいきます。